

よくある質問 目次

制度について	登録免許税の納付について	告示の内容について
制度について	納付について	登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示
HP掲載情報について	ATMによる支払方法	空域の要件について
ドローン情報基盤システムについて	インターネットバンキングによる支払方法	変更届出について
システムの利用について	登録免許税納付対象外団体について	申請書類について
アカウントについて	講習事務規程について	申請・届出手続き
動作環境	申請・届出手続き	登録更新講習機関の監査について
申請・届出手続き	事務規程の内容について	登録更新講習機関の監査について
運用内容	契印について	
gBizID アカウント関連	各種研修について	
本人確認	講師研修について	
登録更新講習機関の申請・届出について(全般)	管理者研修について	
申請・届出手続き	各研修を行う者の選任について	
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	研修の記録について	
手数料について	講習事務の運用について	
必要事項について	運用内容	
申請・届出手続き	オンライン講習について	
申請書類について	その他	
講師の要件について	修了者情報の登録について	
使用機体について	修了者情報の CSV 登録について	
本人確認書類について	修了証明書の発行について	

よくある質問

大項目	中項目	質問	回答
制度について	制度について	登録更新講習機関とは何か教えてほしい。	無人航空機操縦士が技能証明を更新、又は、行政処分により効力が停止された技能証明書の再交付をうけるために受講する必要のある、航空法（以下「法」という。）第132条の82により規定された無人航空機更新講習（以下「更新講習」という。）を実施する機関です。
制度について	制度について	登録講習機関になっている企業・団体は、登録更新講習機関としてすぐに認められるものなのか。	登録更新講習機関は登録講習機関の法令上の規定を一部準用しておりますが、制度としては別のものです。登録更新講習機関になりたい場合には、登録更新講習機関の登録申請に必要な手続きを新たに行っていただく必要があります。
制度について	制度について	更新講習においては、修了審査のような試験はないのか。	更新講習においては、新規取得時とは異なり、航空法規改正状況や事故の発生状況等に触れていただくことなどをとおして、一度技能証明を取得されている方の最新の知識や技能を習得していただくことなどを目的としておりますので、新規取得時における修了審査のような合否は設けておりません。
制度について	制度について	更新講習においては、昼間や目視内、25kg未満の限定変更はないのか。	更新講習においては、告示に定める講習内容のうち、お持ちの区分（一等・二等）（実地講習においては、無人航空機の種類（マルチ、ヘリ、飛行機））の内容に沿った講習を受講いただくこととしており、昼間や目視内、25kg未満の限定変更は設けておりません。
制度について	制度について	登録更新講習の主な特徴は何か。	<p>登録更新講習の主な特徴は、概ね以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新講習においては修了審査がないこと ・学科講習の教材は国から提供を行うこと ・入学時に更新講習の内容を決定するため、技能証明の停止処分の有無やその事由の確認が必要 ・無人航空機の飛行の方法についての限定変更の分けを設けないこと
制度について	制度について	登録更新講習機関が公に営業・集客、プロモーションを“開始可能”となる条件は次のどちらか。 1. 国交省 HP の登録更新講習機関情報一覧に掲載された場合	<p>登録更新講習機関が集客等を開始できるタイミングは、登録免許税を支払って頂き、DIPS 上の申請画面におけるステータスが「手続完了」となれば開始頂いて結構です。</p> <p>一方、講習事務を開始できるのは、更新講習事務規程を当局まで届出て頂き、当局による受領確認が完了しないと講習事務は開始できませんのでその点ご認識ください。そのため、更新講習事務規程の受領確認が完了するまでの営業・集客、プロモーションは一般的にはリスクが伴うかと存じますが、そのタイミングについては各登録更新講習機関の判断によるかと存じます。</p>

大項目	中項目	質問	回答
		2. 国交省の DIPS2.0 の「講習機関情報一覧」の事業所コード検索の選択リストに掲載された場合 3. 国交省による登録後（登録証発行）、登録証を受領した場合 4. 国交省による登録後（登録証発行）の複数の要件（事務規程の作成、講師講習及び管理者講習の実施等）をすべて満たした場合	※講習事務開始前までに講師研修、管理者研修は全て完了している必要がありますのでご注意ください。
制度について	HP掲載情報について	全体を通して、HP公表申請資料はPDF形式のものが添付されているが、ExcelやWord版をご提供してもらうことは可能か。	申し訳ございませんが、PDF形式での公表しか行っておりません。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	登録したメールアドレス、電話番号はどのような場合に使用されるか？	申請の受付通知、更新時期の連絡など登録に関する必要な手続の連絡等の用途に使用されます。なお、メールはinformation@dips.mlit.go.jpから送付されますので、受信可能となるよう設定をお願いします。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	問い合わせはどこにすればよいか？	無人航空機ヘルプデスクにて、電話によるお問い合わせを受け付けております。 050-3818-9961(平日9時00分～17時00分(土日祝を除く)) ※時間帯によって電話がつながりにくい場合がございます。その際は、時間を空けてお電話をお願いいたします。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	ドローン情報基盤システムの個人情報の取り扱いを教えてほしい。	個人情報保護のページ（ https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/privacyPolicy.html ）に記載しております。個人情報保護のページをご確認ください。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	ドローン情報基盤システムの操作マニュアルはあるか。	使い方のページで操作マニュアルをダウンロード頂けます。使い方のページ（ https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/manual.html ）をご確認ください。

大項目	中項目	質問	回答
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	ドローン情報基盤システムが利用可能な時間を教えてほしい。	不定期のメンテナンス時間を除き、24時間利用することができます。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	ドローン情報基盤システムを利用できる人は限定されているか。	利用規約等に同意し、アカウントを開設した方であれば誰でも利用できます。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	別の作業をしている間に画面が変わってしまった。利用できないということか？	一定時間の操作がない場合は、自動的にドローン情報基盤システムからログアウトされます。再度、ログインをした上で、操作を行ってください。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	ドローン情報基盤システムを英語で閲覧・使用することはできるか？	一部可能ですが、登録更新講習機関の申請においては日本語以外の言語での閲覧・使用はできません。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	日本以外からでもドローン情報基盤システムを利用できるか。	基本的には利用できます。ただし、登録更新講習機関の申請においては日本語以外の言語での閲覧・使用はできませんのでご注意ください。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	入力にかかる時間はどれくらいか。	手続き、入力が必要な情報の準備状況、申請者のパソコンの操作への熟練度によって入力にかかる時間は異なります。日常的にパソコンを利用されている方が、入力の必要な情報の全て揃っている状態で新規登録の手続きを実施する場合、入力にかかる時間の目安は20分程度です。なお、登録される事務所件数が多い場合には、その分時間がかかる場合があります。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	404というページが表示される。	404 エラー（404 Not Found）はページが存在しない時に表示されます。国土交通省のホームページに掲載しているドローン情報基盤システムのリンクからアクセスし直してください。 なお、それでも 404 のページが表示される場合、システム障害が発生している可能性があります。誠に恐れ入りますが、しばらく時間がたってから再度アクセスしてください。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	502 Bad Gateway というページが表示される。	502 Bad Gateway が表示された場合、ドローン情報基盤システムが一時的に停止しているか、システム障害が発生している可能性があります。誠に恐れ入りますが、しばらく時間がたってから再度アクセスしてください。

大項目	中項目	質問	回答
ドローン情報基盤システムについて	アカウントについて	アカウントの情報を変更したい。	ドローン情報基盤システムでは、ドローン登録システムにて登録されているアカウントをご利用いただいている。アカウントの情報を変更する手順については、ドローン登録システムのアカウントの情報を変更する (https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/preview/DIPS-REG-Manual_Ja_Owner_Change-Account.pdf)をご確認ください。
ドローン情報基盤システムについて	アカウントについて	登録更新講習機関のオンライン申請に際してのアカウントは、登録講習機関の登録申請や機体登録申請の際に作成したアカウントを使用するのか。 それとも別で新規作成してもいいのか。	登録講習機関の登録申請や機体登録の際のアカウントをご利用いただけますが、新規作成いただいても構いません。 ただし、アカウントを新規作成いただく場合は、機体登録のアカウントとは異なるメールアドレスをご登録いただく必要があります。
ドローン情報基盤システムについて	動作環境	対応しているパソコンのOS・ブラウザを教えてほしい。	ドローン情報基盤システムの動作保証環境は以下となります。 <Windowsをご利用の場合> OS : Microsoft Windows 11 ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge <macOSをご利用の場合> OS : macOS 10.9 ブラウザ : Google Chrome、Safari
ドローン情報基盤システムについて	申請・届出手続き	ドローン情報基盤システムからのメールが届かない。	キャリア等の設定（メールアドレスの@以降の文字列設定）によってはドローン情報基盤システムからのメールが届かないことがあります。 キャリア等のメール設定をご確認頂き information@dips.mlit.go.jp からのメール受信を許可する設定に変更してください。
ドローン情報基盤システムについて	申請・届出手続き	登録更新講習機関コードとは何か？	登録更新講習機関を一意に特定するためにドローン情報基盤システムにて付与したコードとなります。事務所の検索等で使用頂けます。
ドローン情報基盤システムについて	申請・届出手続き	登録更新講習機関コードはどこから確認できるか？	登録更新講習機関事務所コード一覧 (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/rnwl-trn-agc/validOfficeCodeList) からご確認いただけます。
ドローン情報	申請・届出	申請時に入力した担当者部署名や電話番	変更届出にて変更が可能です。手順については操作マニュアル

大項目	中項目	質問	回答
基盤システムについて	手続き	号、メールアドレスを変更したい。	(https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/file/DIPS-Manual_RTI_Notification-Of-Change.pdf) をご確認ください。
ドローン情報基盤システムについて	申請・届出手続き	登録証に記載されている情報を変更することはできるか。	変更届出にて変更が可能です。手順については操作マニュアル (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/file/DIPS-Manual_RTI_Notification-Of-Change.pdf) をご確認ください。
ドローン情報基盤システムについて	運用内容	CSV ファイルでアップロード時に講習修了証明書番号を入力ミスしてしまった。修正方法について知りたい。	以下の手法で対応願います。 1. 誤登録された際の CSV から間違いのあった行をコピーし、様式に貼り付ける。 2-1. (修正の場合) 誤登録した箇所の修正を行い、「登録の状態：状態フラグ」を「2」とする。 2-2. (削除の場合) 「登録の状態：状態フラグ」を「3」とする。 3. 作成いただいた CSV ファイルをアップロードいただく。 ※なお、修正・削除いずれの場合も、申請 ID については、誤登録した際と同じ ID としてください。
gBizID アカウント関連	本人確認	gBizID アカウント以外の方法で本人確認を行うことは可能か？	登録更新講習機関の申請・届出手続きにおける本人確認方法は gBizID アカウントのみとなります。
gBizID アカウント関連	本人確認	gBizID プライムのアカウントはどのように取得できるか？	gBizID プライムの取得方法についてはデジタル庁のホームページ (https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html) をご確認ください。
gBizID アカウント関連	本人確認	gBizID メンバーのアカウントを設定する方法を教えてほしい。	gBizID メンバーのアカウント設定方法についてはデジタル庁のホームページを確認ください。
gBizID アカウント関連	本人確認	gBizID エントリーのアカウントを保有しているが、利用可能か？	gBizID アカウントを使用する場合、gBizID プライムのアカウントを取得する必要があります。取得方法は、デジタル庁のホームページを確認ください。
登録更新講習機関の申請・届出について(全般)	申請・届出手続き	各申請の必要書類については様式類ひな形がメールで送られてくるという認識で良いか。それとも取扱要領を手本に自分で作成する必要があるのか。	各申請における必要な添付書類は、取扱要領に従い、全てご自身で作成・準備をお願い致します。 事務規程についても、登録更新講習機関ご自身で、受講者の方々に安全・公平かつ質の高い講習を実施頂くために必要な事項を検討しまして頂く資料であると考えておりますので、様式等は設定していません。 ただし、事務規程のサンプルについては、取扱要領と同じホームページに公開しておりますので、ご参考ください。
登録更新講習機関の申請・届出について	申請・届出手手続き	申請状況を確認することはできるか？	申請状況はドローン情報基盤システムで確認することができます。確認の手順については操作マニュアル (https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/file/DIPS-Manual_RTI_Confirmation-Of-Status-Drop.pdf) をご確認ください。

大項目	中項目	質問	回答
いて(全般)			
登録更新講習機関の申請・届出について(全般)	申請・届出手続き	申請内容を修正/取り下げることはできるか。	<p>申請中の内容を直接修正することは出来ませんが、申請状況が「審査待ち」「修正対応中」であれば、申請を一度取消/取下げした上で、申請内容を修正し、再申請をすることができます。申請を取下げると申請状況が「手続中止」となります。</p> <p>申請を取消/取下げする手順、再申請の手順については操作マニュアル（https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/file/DIPS-Manual_RTI_Confirmation-Of-Status-Drop.pdf）をご確認ください。</p>
登録更新講習機関の申請・届出について(全般)	申請・届出手続き	手続きを申請者の代理で行うことはできるか？	<p>登録更新講習機関の申請・届出については代理での手続きはできません。</p> <p>ただし、申請を代行してもらうことは可能です。</p>
登録更新講習機関の申請・届出について(全般)	申請・届出手続き	登録更新講習機関の申請手続きはオンラインで行うことだが、アカウントの作成から弁護士などの士業や、また、資格のない第三者に代わりに行ってもらうことはできるのか。	<p>オンラインでのアカウントの作成等は、ご自身で行われることを想定しております。</p> <p>申請手続の添付資料の準備について第三者に手伝って頂くこと（代行）も制度上は可能ではありますが、登録更新講習機関候補の機関で責任を持って行われるのが本来あるべき姿と考えております。</p>
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	手数料について	登録に当たって手数料は必要か？	登録手続きには手数料は不要です。ただし、登録更新講習機関を新規登録する場合には、登録免許税の納付が必要です。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	必要事項について	登録にあたり必要なもの（情報）は何か？	<p>手続きにて gBizID アカウントによる本人確認を実施いただきます。そのため、事前に gBizID アカウントの作成が必要となります。</p> <p>gBizID プライムの取得方法についてはデジタル庁のホームページを確認ください。</p> <p>また、各手続きで必要なもの（情報）については操作マニュアルに記載しておりますので、操作マニュアル（https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/org-lic/file/DIPS-Manual_RTI_New-Registration.pdf）をご確認ください。</p>
登録更新講習機関の申請・届出について	申請・届出手続き	登録申請から登録証発行まではどのくらいの時間がかかるか。	おおよそ 1 か月を想定しております。ただし、ご提出内容に修正指示が出た場合や申請量が多い場合などに関しては、それ以上の時間を要する場合もあります。日程に余裕を持って届出を行ってください。

大項目	中項目	質問	回答
いて(登録申請)			
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請・届出手続き	登録更新講習機関になるために必要な書類などは何か。	通達「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」を確認ください。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請・届出手続き	新規登録の申請時に「講習開始日」を選択する必要があるが、あくまで予定（希望日）という認識でよいか。	ご認識の通りです。 申請についての航空局側の審査・登録完了後、事務規程を届出いただいて航空局が受理を行い、講習開始が可能となります（取扱要領と共に公布しているガイドライン等も御覧下さい。） 講習開始日までは余裕を見て頂いた方がよろしいかと存じます。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請・届出手続き	『出張講習で使用する場所は登録の時点で全て申請』とあったが、追加で出張の際に使用する講習場所を登録することは可能か。	一時的な出張講習であっても、空域が要件を満たすことの説明書類の提出とともに、空域や講義室の追加として事務規程の変更届出が必要です。加えて、出張講習を行う場合には、講習事務規程の中で出張講習を行う場合の手順を定めて頂く必要があります。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領 様式2「施設及び設備の概要書」の「1. 講義室」について、「建物の管理者の氏名又は名称」を記入するところについては、建物を賃借して講義室とする場合、賃借人である申請者名を記入すれば良いか。	建物をお持ちで、建物を貸す方または団体等の名称となります。 また、取扱要領の記載の通り、賃借契約書も必要となります。

大項目	中項目	質問	回答
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領 2. (4) ①に記載の添付資料「登記事項証明書」について、「登記事項証明書」として「履歴事項全部証明書」を提出する形でよいか。	問題ございません。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領 様式 2「施設及び設備の概要書」の「2. 実習用空域」について、「実習空域の所在地」を記入するところについては、(注) 1. によれば『○○から△△を結ぶ線及びエリアに囲まれた空域』等具体的に記載すること。」と書いてある。実習空域が建物内の場合は、単に住所を書けば良いのか。それとも、建物内のどこで行うかを明記する必要があるのか。	当該記入欄には住所を記載頂ければ良いのですが、注記の通り、添付資料として建物内のどのエリアのどの様な大きさの空域を使用するのかを詳細に明記頂く必要がございます。 「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」に示す空域の要件を満足しているかをこちらとしては確認致します。 使用する空域の図面に加えて、使用する空域内の様子が詳細に確認できる縮尺の写真等も添付して頂き、分かりやすく明示頂けますと幸いです。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領 様式 2「施設及び設備の概要書」の「5. 添付書類」について、「ア 建物の見取り図」については、建物建設(設計)時の正式な図面が必要か。どの程度正確なものが必要か。	どの様な建物であり、講義室の他にどの様な部屋があるのか、講義室があるのかが分かるレベルでの提出をお願いしております。 設計時の図面の添付でも問題ございません。 図面のみで不明瞭である場合は、講義室の写真等も合わせて添付願います。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領 2. (4) ④について、様式 3 「講師の条件への適合宣誓書」は、講師登録予定の全講師分を作成する必要があるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
登録更新講習機関の申請について	申請書類について	様式 3「講師の条件への適合宣誓書」については、法人代表者が講師を務める場合、講師	代表者が講師もなさる場合は、仰る通り、代表者名と講師名は同名となります。 その場合、第三者の方に代表者の方の宣誓内容に間違いないかを責任をもって証明をして頂かないと、代表者の方が自己宣誓なさ

大項目	中項目	質問	回答
請・届出について(登録申請)		名と代表者名が同じとなるが、それでよいか。それとも、代表者名には別の方を記入する必要があるのか。	っている状態で、機関内の確認がなされていない状況になります。 そのため、この第三者（通常は代表者の不在時などに補佐される者）に代表者の宣誓内容が正しいことを点検・確認して頂き、宣誓内容が正しいことを証明して頂く旨で当該記載を行っております。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領2. (4) ②登記事項証明書記載役員の提出資料について、 ①履歴事項全部証明書に記載の役員は、外部役員を含め複数名が記載されている。記載されている全員分の「住民票や履歴書等」が必要という理解でよいか。内部役員のみの申請では申請書として不適格か。 ②「登記事項証明書に記載がある役員全ての氏名を記載した書面」は任意の形式で問題ないか。 ③「履歴書」は一般的な履歴書のことだが、どこまでの情報が必要か。内容「氏名、現住所、連絡先、電話番号、学歴、職歴、資格・免許、通勤時間、配偶者」等々	①：履歴事項全部証明書に記載のある役員様全員分ご提出頂くようお願い致します。 ②：任意の形式で問題ございません。 ③：履歴書は提出日前1年以内に作成されたとしているため、作成日は必須です。また、内容は市販にある履歴書で記載していただく程度で問題ありません。なお、「職歴」は、現在に至るまでの主な職歴を記入し、特に無人航空機に関する職歴は全て記載してください。写真は不要です。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	様式4「講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別」について、申請時に予め複数の講師を用意しておく必要があるか。申請時は、申請者の代表者=講師1人でも良いのか。申請時に最低限必要な人数を教えてほしい。	「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」に記載を行っておりますので、御覧下さい。 実地講習については、一人の講師に対して受講生一名としておりますので、講習の実施計画も踏まえてその要件に適合するのであれば、講師一人も可能です。

大項目	中項目	質問	回答
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	取扱要領2. (4) にある「重複する書類」以外の書類については、一等無人航空機操縦士と二等無人航空機操縦士に分けて、別々に(重複して)提出する必要があるか。	必ずしも一等無人航空機操縦士と二等無人航空機操縦士に分けて提出する必要はありません。一方で、一等と二等で差異が生じる項目(講習科目)等は審査者側がわかる表記(補足説明等)を付与してください。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	登録更新講習機関の登録等に関する添付書類を重複して提出する必要がある場合、ファイル名に「様式〇_一等無人航空機操縦士」「様式〇_二等無人航空機操縦士」というように記載すればよいか。	書類を分けていただく場合は、ご認識頂いている対応で問題ありません。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	申請書類について	様式6「役員が航空法第132条の83において準用する法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類」は、全役員分を作成する必要があるという理解でよい。	ご理解の通りです。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講師の要件について	一等及び二等の無人航空機操縦士の更新講習を行うための要件として、講師の経験、飛行経験/実績は無人航空機の種類ごとのものであるという認識でっているか。仮に二等の講師として、マルチローターでのみ上記要件を満たしている者が、飛行機の講師を行うことは可能なのか。	実地講習の講師の経験及び飛行経験/実績は無人航空機の種類毎になります。学科講習においては、全ての無人航空機の種類で共通の内容となっておりますので、講師経験や飛行経験、実績においては無人航空機の種類は問いません。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講師の要件について	講師の飛行経験について、一等の講師の要件としては一等の飛行のみが有効な飛行経験としてカウントの対象となるのか。	飛行経験については特段の制約がございませんので、カテゴリーⅡ飛行かⅢ飛行かなどに関わらず、当該講師の方が講習を行う内容に関しての技能証明を取得された後の飛行経験を確認しております。

大項目	中項目	質問	回答
請)			
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講 師 の 要件について	講師要件の飛行経験にシミュレーターでの飛行経験は含まれるか。	含まれません。 あくまでも実際に飛行した実績となります。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講 師 の 要件について	取扱要領 附則第2条について、講師の条件欄に、「回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師」との記載がある。回転翼航空機（マルチローター）の講師は経過措置の対象に含まれないのか。	無人航空機操縦士技能証明制度開始から2年余りがたち、回転翼航空機（マルチローター）に係る技能証明については一定数発行実績があり、講師要件を満たすことは可能な環境となってまいりましたので、登録更新講習機関におきましては当該経過措置は回転翼航空機（マルチローター）に関しては設けておりません。回転翼航空機（ヘリコプター）と飛行機につきましては未だ発行実績がないことから、当該経過措置の対象として残しております。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講 師 の 要件について	講師の要件として、「業務委託契約の場合は講師個人との契約でなければならない」とのことだが、例えば、以下のケースは不可となるのか。 ・スクールと企業の業務委託契約を締結するが、契約に「A 講師が業務にあたる」等の内容を盛り込み、個人を特定した形の業務委託契約とする。	登録更新講習機関から他の法人に対して講師の業務を委託することは認めておりませんので、左記のケースは不可となります。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講 師 の 要件について	上記の他に、以下のケースは不可となるのか。 ・スクール-講師個人(A)の業務委託契約を締結するが、契約に「業務実施後の手続きとして、A 講師が希望した場合に限り、A 講師の所属するB 株式会社へ支払を行う」等の内容を盛り込む	登録更新講習機関と講師個人との業務委託契約における報酬の支払手続きについては特に規定を設けていませんので、適宜適切な方法によってご対応ください。
登録更新講	講 師 の 要	スクールから講師個人へ講師業務の業務委	登録更新講習機関から他の法人に対して講師の業務を委託することは認めておりませんので、講師業務を他の法人に委託しない契約

大項目	中項目	質問	回答
習機関の申請・届出について(登録申請)	件について	<p>託を実施し、支払いは講師個人が所属する企業(A社とする)へ行うことを想定している。</p> <p>その旨を契約書に明記する方法もあるが、会計監査の観点から、支払先の主体も含んだ契約書が望ましいと言われている。については以下のような方法は可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スクール(甲)、講師個人(乙)、講師個人が所属する企業(丙)」の3者間契約とする。 ・講習業務の委託については甲乙でやり取りをし、支払い等に関する条項のみ丙が関わるという内容で整理。 	内容となっているのであれば可能です。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講師の要件について	<p>上記のような3者間契約ではなく、以下のような形態は可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・講師個人の2者で業務委託契約を締結する ・支払先をA社へするという内容で、3者間の覚書を締結する。 	登録更新講習機関と講師個人との業務委託契約における報酬の支払手続きについては特に規定を設けていませんので、適宜適切な方法によってご対応ください。
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	講師の要件について	<p>航空局が「業務委託契約は対講師個人に限る」とされている理由・趣旨等をお聞かせいただけないか。</p>	<p>登録更新講習機関における講習事務については、当該登録更新講習機関自身において責任をもって行っていただくため、他の法人に講師業務を委託することは認めておりません。</p> <p>他の法人に所属される方が、当該法人の業務として登録更新講習機関の講師業務を行いたいということであれば、当該法人に登録更新講習機関として登録していただくことを想定しております。</p> <p>また、他の法人への委託を認めると講習事務全体を丸投げし登録更新講習機関として実態のないスクールが出てくるためです。</p>
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	使用機体について	<p>購入予定の機体を実地講習で使用する場合に、購入前に「所有(購入予定)」として、登録変更申請を行うことは可能か。</p>	<p>不可です。</p> <p>講師も同様ですが、登録要件に示されておりますので「予定」では要件を満たすことにはなりません。</p> <p>要件を満たす状態になってから変更届出等の手続きを行ってください。</p>

大項目	中項目	質問	回答
請)			
登録更新講習機関の申請・届出について(登録申請)	本人確認書類について	副管理者の住民票の写しまたはマイナンバーカードは必要との認識で間違いないか。	副管理者において本人確認書類は不要です。 管理者のみ取扱要領 4. (2) ①で提示している書類を送付願います。
登録免許税の納付について	納付について	登録更新講習機関の登録を行う際の登録免許税額を教えてほしい。一等無人航空機操縦士の講習を行う場合と、二等無人航空機操縦士の講習を行う場合とで、登録免許税額は異なるか。	登録更新講習機関の登録を行う際の登録免許税額は、一等二等どちらの場合でも一律 9 万円となります。 (例：二等のみでは 9 万円、一等・二等の講習を行う場合は 18 万円)
登録免許税の納付について	納付について	登録免許税を今すぐ準備することができない。後日納付することは可能か？	登録免許税納付の案内後、1 か月以内であれば ATM、インターネットバンキングから納付することができます。
登録免許税の納付について	納付について	どのような方法で登録免許税を納付することができるか？	ペイジー (Pay-easy) 対応の ATM、ペイジー (Pay-easy) 対応のインターネットバンキングより納付することができます。
登録免許税の納付について	納付について	収入印紙で納付することはできるか？	東京国税局麹町税務署に直接納付する場合のみ可能です。基本的には ATM、インターネットバンキングのいずれかの方法で登録免許税を納付してください。
登録免許税の納付について	納付について	税金の納付のように口座振替で支払うことはできるか？	できません。ATM、インターネットバンキングのいずれかの方法で登録免許税を納付してください。
登録免許税の納付について	納付について	登録免許税はいつまでに入金する必要があるのか？	登録免許税の納付期限については事務局からの通知メール「件名：【ドローン情報基盤システム】登録免許税の納付のお知らせ」に記載がございます。登録免許税を納付頂く際に必要な納付番号も記載されているため、こちらのメールをご確認ください。

大項目	中項目	質問	回答
登録免許税の納付について	ATM による支払方法	ペイジーとは何か？	ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービスです。ペイジー公式サイト (https://www.pay-easy.jp/) を確認ください。
登録免許税の納付について	ATM による支払方法	利用できる ATM を教えてほしい。	「ペイジーが使える金融機関」ページの「ATM から支払える金融機関を探す」をご参照ください。 金融機関により、支払い可能な料金の種類や、ご利用いただけるサービス時間などが異なります。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。
登録免許税の納付について	ATM による支払方法	支払いに手数料はかかるか？	支払いに手数料はかかりません。
登録免許税の納付について	ATM による支払方法	コンビニの ATM で支払うことはできるか？	コンビニに設置されている共用の ATM ではご利用できませんので、金融機関 ATM をご利用ください。なお、コンビニに設置されている金融機関 ATM（例：ファミリーマートのゆうちょ銀行）ではご利用いただけます。 ペイジーが利用できる ATM は、ペイジー公式サイトよりご確認ください。
登録免許税の納付について	ATM による支払方法	ATM の操作方法を教えてほしい。	ATM でのペイジー支払い操作方法の流れは、ペイジー公式サイトをご覧ください。ATM での支払いの際、画面の案内に従い番号を入力します。
登録免許税の納付について	インターネットバンキングによる支払方法	利用できるインターネットバンキングを教えてほしい。	ペイジー公式サイトをご参照ください。金融機関により、支払い可能な料金の種類や、ご利用いただけるサービス時間などが異なります。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。
登録免許税の納付について	登録免許税納付義務の対象外となる団体について	登録免許税納付義務の対象外となる団体を教えてほしい。	以下いずれかに該当する団体は、登録免許税納付義務の対象外となります。 納付に関する通知メールを受領した場合でも、納付されないようご注意ください。 該当するかどうか不明な場合は、無人航空機ヘルプデスクまでお問い合わせください。 【登録免許税納付対象外団体】（登録免許税法第 4 条） <ul style="list-style-type: none">・国機関・沖縄振興開発金融公庫・港務局

大項目	中項目	質問	回答
			<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人 ・大学共同利用機関法人 ・地方公共団体 ・地方公共団体金融機構 ・地方公共団体情報システム機構 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・地方独立行政法人 ・独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。） ・土地開発公社 ・日本下水道事業団 ・日本司法支援センター ・日本中央競馬会 ・日本年金機構
講習事務規程について	申請・届出手続き	事務規程届出から受理までは、おおよそ 1ヶ月程度という認識でよいか。	<p>そのご理解で問題ありません。</p> <p>ただし、届出内容に修正指示が出た場合などに関しては、それ以上の時間を要する場合もあります。日程に余裕を持って届出を行なってください。</p>
講習事務規程について	事務規程の内容について	登録更新講習機関における講習カリキュラムは、登録更新講習機関が作成するのか？ 講習カリキュラムの内容に規定はあるのか？	講習カリキュラムの詳細は登録更新講習機関で作成いただきます。告示に定める必要履修科目を講習いただく必要がございます。また、必要履修科目単位ごとに最低時間数を満たしていただく必要がございます。教材については国から提供することを想定しております。
講習事務規程について	事務規程の内容について	受講申し込みの際の提出書類について。 国交省の事務規程サンプルには、入学時の提出書類として「本籍の記載のある住民票の写し」を受講生に提出頂くようにしているが、こちらは提出必須となるか。	<p>必須ではございません。</p> <p>各登録更新講習機関の運営方針に則り変更して頂いて問題ありません。</p>

大項目	中項目	質問	回答
講習事務規程について	事務規程の内容について	実施状況報告書について、必須の項目はあるか。	特にこちらから指定はございませんが、日時単位でどの様な講習を、何人の受講者に対して、どの講師の方が実施されたかが分る様な記載をお願いしたいと存じます。
講習事務規程について	事務規程の内容について	事務規程の「別添 時間割」について、カレンダー形式のものを想定している。 これについて、事務規程の届出では様式を添付するだけでよいのか。各講習事務所の毎月分の時間割を添付する必要があるか。 また、章や項目ごとの時間数が記載されていればよいか。それとも「何日目の何時にこれをやる」というような詳細なスケジュール表が必要か。	時間割についてはカレンダー形式である必要はございません。 登録更新講習機関の種類に応じて、講習開始から完了までの一連の講習が分かる内容となつては問題なく、各講習において、講習科目を何日目の何時（何限目）に行うかといった、小学校等の時間割の様なものを想定しております。 ※カレンダー形式は時間割ではなく、実施計画のほうが適切かと思慮します。 カリキュラムに示された履修科目が、各講習の何日目のいつ実施されるのかが分かるものとして頂ければ、登録更新講習機関の運営に即した粒度の時間割を提出いただくことを想定しております。
講習事務規程について	事務規程の内容について	取扱要領4. (2) ⑧「管理者及び講師に対する研修指導要領」は、告示別表第四や第五の内容が全てであると考えているが、これをそのまま記載すればよいか。 または具体的に登録更新講習機関独自の詳細な要領を作成するということか。	告示別表第四 登録更新講習機関管理者に対する研修の基準及び別表第五講師に対する研修の内容及び方法の基準の内容をそのまま書き写されても研修を実施することは不可能ですので、研修を具体的に実施可能な程度まで告示の内容を詳細にして頂き、要領に記載を頂きたいと思います。告示そのままの記載であれば、修正を頂く様にお願いしております。
講習事務規程について	契印について	事務規程サンプル10-1に、「修了証明書は、修了証明書発行台帳に契印する」とあるが、契印は必須か。 (契印は台帳と修了証明書にまたがるように押印することだと認識している) 電子データで発行する際は契印はできない認識である。	あくまで本人確認方法の例示であり必須ではございません。 各登録更新講習機関の運営方針に則り変更して頂いて問題ありません。

大項目	中項目	質問	回答
講習事務規程について	契印について	「登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」における様式 1「無人航空機講習修了証明書」及び様式 2「技能証明書失効再交付講習修了証明書」に記載の（登録更新講習機関名 印）について、印は必須か。省略してもよいのか。	修了証明書は、技能証明の発行に必要となる書類であり、真正に作成されたものであることを担保するために押印を求めております。ただし、真正に作成されたものが担保されるのであれば、電子署名等のその他の手段でも問題ございません。
各種研修について	講師研修について	講師について、A という登録更新講習機関の講師研修を受けた講師が、B という登録更新講習機関にて登録申請を行う際に、登録更新講習機関の講師研修を再度受ける必要はあるか。	講師の研修は各登録更新講習機関で実施していただくこととしておりますので、複数の登録更新講習機関に所属するのであれば、新しく登録される登録更新講習機関にて改めて受講いただく必要があります。
各種研修について	講師研修について	管理者が講師を兼任している場合、講師研修の講師役は誰がやればよいのか。	管理者が適切と認める者に実施いただければ問題ございません。
各種研修について	講師研修について	「講師等の条件」のうち二等のみを満たしている者が、将来的に一等の講師になることを想定し、二等ではなく一等の講師研修を受講することは可能か。	講師の条件を満たす前に研修を受けた場合、極論何年も前に受けた研修を講師の研修として認めるることはできないことから、講師の条件を満たした後に講師研修を受講ください。
各種研修について	講師研修について	二等の講師研修を規定の 10 時間で実施した。後日、同じ人物が一等の講師に登録をしたため、一等の講師研修を改めて実施する場合の講習時間はどちらか。 ①一等の規定時間 8 時間を全て実施する ②実施済みの 6 時間を除いて 2 時間のみ実施する。	講師研修の内容が一等と二等で違いがないのであれば、重複分を除いた②の方法で問題ございません。

大項目	中項目	質問	回答
各種研修について	講師研修について	登録更新講習機関で講師を行う者はいつ、どこで、どのような講習を受ける必要があるのか。	「いつ」については、講習事務を開始する前に登録更新講習機関が行う講師研修を受講する必要があります。また、研修終了後、3年経過した場合にも同様の研修を受講する必要があります。（登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示のとおり） 「どこで」については登録更新講習機関によって異なります。 「どのような」については同告示の別表第五の内容を網羅した研修を登録更新講習機関が用意することを想定しています。
各種研修について	管理者研修について	講師の研修期間の規定があるが、管理者の研修は時間指定があるのか。	管理者向け研修については時間数の指定はございません。
各種研修について	管理者研修について	管理者研修の講師役は誰がやればよいか。 また、副管理者の管理者研修は必須か。	管理者が適切と認める者に実施いただければ問題ございません。 副管理者の管理者研修受講については、制度上は規定しておりませんので必須ではございませんが、管理者同等の役割を担うと思いますので受講いただくことを推奨しております。
各種研修について	各研修を行う者の選任について	登録更新講習機関の講師と管理者に対する研修について、研修の講習を行う人の選任はどのような基準で決まりどのような人か。	告示第2条第2項第2号において「講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者」によって行われることを求めています。選任については、実施しようとする講習内容・規模に応じて各登録更新講習機関の責任において行うことを想定しています。
各種研修について	研修の記録について	登録更新講習機関で実施する、管理者・講師研修を修了した者に発行する研修修了証明書の発行、保管は必要か。	研修修了証明書と言う形で発行されるかはお任せ致しますが、管理者研修及び講師研修の実施記録は、監査時に確認されます。そのため、管理者・講師の皆様が研修を確実に受講されたことを示す講習記録は必ず残していただき、三年以上は関連書類等の保管をお願いします。
各種研修について	研修の記録について	登録更新講習機関における講師研修および管理者研修を実施したことの証するものは何を提出すれば良いか。	講師研修や管理者研修を受講修了したことを証明する書類は、登録更新講習機関内で保管いただき監査時に確認させていただくこととなりますので提出は必須ではございません。
講習事務の運用について	運用内容	受講生が一等と二等の技能証明を有する場合、受講はどのようになるのか。 ・一等のみ受講すれば良い? ・一等、二等それぞれの受講が必要なのか?	基本的に、技能証明の停止処分の有無に応じて異なり、停止処分を受けていない場合であって、一等と二等を有する場合には、一等の学科講習のみを受講いただくこととなります。停止処分を受けた場合であって、一等と二等を有する場合には、一等の学科講習を受講いただき、加えて、保有する無人航空機の種類に応じて、必要な実地講習をうけていただくことを想定しております。（例えば、回転翼航空機（マルチローター）の一等と回転翼航空機（ヘリコプター）の二等を有する場合は、回転翼航空機（マルチローター）の一等に係る実地講習と回転翼航空機（ヘリコプター）の二等に係る実地講習を受講いただくこととなります。）
講習事務の運用について	運用内容	実地講習の実施対象は、技能証明の効力を停止された者のみか。	航空法第132条の53の第一項第3号、第4号及び第5号による停止処分（3ヶ月、6ヶ月又は1年のいずれか）を受けた方が対象となります。

大項目	中項目	質問	回答
て			
講習事務の運用について	運用内容	受講生がどの内容の講習を受けるべきなのはどこで確認したらよいか。	技能証明更新申請者の登録申請システム上に登録された技能証明書のステータス及び行政処分に関する情報と、当該受講者が提出する受講対象の講習内容及び受講時期を記した DIPS からのメールとを突合し確認していただくこととなります。（更新時期が近づくと、技能証明の保有者の方には更新時期や講習の時期をお知らせするメールが届きます。）
講習事務の運用について	運用内容	実地講習において、具体的にどういった内容の講習を行うか提示されている資料等はあるか。	「無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習実施要領」に基づいて実施ください。
講習事務の運用について	オンライン講習について	規定を満たしている「オンライン講座」を複数のスクールに提供する場合、「オンライン講座」の監修講師は「オンライン講座」サービスの提供を受けるスクールにおいても講師登録をする必要があるのか。	学科の講習は登録更新講習機関の責任で実施いただくものです。 そのため、講習の講師（監修する者）は登録更新講習機関に属していることが必要になります。 たとえば、外部のオンライン研修コンテンツを利用したい場合には、登録更新講習機関に所属する講師が監修する者として、当該研修コンテンツを監修し直して受講者に提供いただければ問題ありません。
講習事務の運用について	オンライン講習について	登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示の別表第三 オンライン講習の実施基準「四 質疑応答 受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。」については、きちんと質問に回答できる体制を整えることを求められているのであって、「オンライン講習システムに QA チャット機能等が必須」という訳ではないとの認識でよいか。	「オンライン講習システムに QA チャット機能等が必須」という訳ではございません。
講習事務の運用について	オンライン講習について	E ラーニングシステムを使ったオンラインをメインに学科講習を実施予定である。動画での解説をメインにし、オンラインでの質疑応答を設けている。これらの教材を複数の登録更新講習機関で利用してもらうには、動画講師を務めている者自身がその登録更新講習機関の講師	学科講習で E ラーニング動画を用いる場合には、当該動画を利用する登録更新講習機関において E ラーニングの教材の監修を求めております。 その場合、各登録更新講習機関で使う E ラーニング教材の監修者に対して講師要件を満たすことを求めております。監修者は該当の登録更新講習機関に所属する講師要件を満たす者である必要がございます。外部の講師が監修者であることは認めておりません。 該当の登録更新講習機関の講師の方に行おうとする講習の内容に沿ったものとなっているかの確認（監修）を行って頂き、特に教材の変更が必要ない場合にも、講習事務規程における教材の項目において、「監修者」として監修した講師の氏名をご記載ください。

大項目	中項目	質問	回答
		として登録している必要があるか。	
講習事務の運用について	オンライン講習について	録画オンライン講座の受講確認方法について、録画講座を二倍速で見ることは許容されるのか？早送りのボタンをつけることは許容されるのか？	受講者が内容を理解でき、二倍速で見た場合であっても告示で定める最低時間数を満たしているのであれば、二倍速で見ることは許容されます。オンライン講座自体の時間数が、必要履修科目ごとに最低時間数をすべて満たしていることが条件となります。
講習事務の運用について	オンライン講習について	オンラインでの学科講習における修了演習はどうのに行うべきか。	机上試験の問題を準用したケーススタディを作成いただき、学科講習のオンライン講習修了時に、講師の方に適宜受講生のフォローを行っていただきながら一緒に演習する形を想定しております。 ※今後、学科講習における完全オンライン化も検討してまいります。
講習事務の運用について	その他	民間に見られる質の低下を招くような価格競争や、講習日数について制限は設けるのか。	価格について制限は設けません。講習については必要履修科目及び最低時間数を遵守いただければ、それ以外の制限は設けません。
講習事務の運用について	その他	対面での学科講習において、履修科目ごとに講義内容を録画しモニターで流すことで、該当する履修科目の講習を行うことは可能か。	登録更新講習機関の講師が作成した講習動画をビデオモニターで流すことは可能です。ただし、受講者が講習中に集中して動画を閲覧すること、受講者からの質問に対して回答を行うことは必要です。また、動画による講習を実施したことは、その講習方法が分かる様に必要履修科目単位の履修時間と共に記録を残していただくようお願いします。
講習事務の運用について	その他	E ラーニング教材やビデオ録画のナレーターは講師要件を満たしていない場合でも可能か。	講師要件を満たしていない方がナレーションを行うことは可能です。ただし、講習の内容については、登録更新講習機関にて責任を負っていただく必要があり、必要があれば適宜補足説明を行っていただく必要があります。なお、告示別表第三 三 口に定めるとおり、オンライン講習にて使用される映像教材又はウェブサイト動画等の作成責任者又は監修する者は講師要件を満たす必要があります。
講習事務の運用について	その他	講習事務手数料について、キャンペーンなどで一定期間だけ価格を変更したいという場合なども、事務規程の変更届をその都度、提出しなければいけないのか。	事務規程には講習事務手数料の標準額を記載していただき、その標準額を改定する場合には変更の届出をしてください。キャンペーン等一時的な値引きの場合は特段当局に届出をしていただく必要はございません。ただし、キャンペーンが定期的に行われる場合には、その内容を反映した講習事務手数料の事務規程への記載と変更の届出が必要です。
講習事務の運用について	その他	教材について、「その内容が減じられない範囲において」更新講習機関が独自に作成することが許容されるとされているが、更新講習機関が独自に作成した教材を申請時提出して事前に確認を受けるかたちなのか。	事前確認を受ける形ではなく、内容を減じない範囲で自由にアレンジをいただき（想定としてはフォーマットの変更や図式の追加等です）、もし告示に合致しないものがあれば、監査において指摘する形です。

大項目	中項目	質問	回答
修了者情報の登録について	修了者情報の CSV 登録について	修了者情報登録の際の CSV ファイル様式はどこから取得すればよいか。	修了者情報登録画面のリンクからダウンロードいただくことが可能です。
修了者情報の登録について	修了証明書の発行について	一等の講習を修了された方に一等の修了証明書を発行する。一等は二等を含むとの認識でいるが、受講者に送る修了証明書の区分のチェック（○）は、下記①②どちらにすればよいか。 ①二等は空欄とし、一等の項目のみに○を記載する ②二等を含むので、一等・二等の両方に○を記載する。	ご提示頂いた①を当局は想定しております。 ※ドローン情報基盤システムの講習修了者情報登録画面で入力する際も、一等の項目のみで入力ください。
告示の内容について	登録 更新 講習 機関 の講習の内 容の基 準等を定める 告示	別表第一 一 学科講習において、「デジタル教材」とは何か、「教本」と違いがあるのか。	国から登録更新講習機関向けには電子データで学科講習で使用いただく教材を配布するため、その内容を iPad や PC など電子媒体で表示させて講習で使用する場合を想定し、「デジタル教材」としております。つきましては、デジタル教材と教本とで内容に差はなく、電子媒体で受講生に配布するか、紙媒体で配布するかの違いがあるのみとなります。
告示の内容について	登録 更新 講習 機関 の講習の内 容の基 準等を定める 告示	告示第 1 条第 5 項において、実地講習時の講師 1 人に対して受講者が 1 名に限られるのはなぜか。	実地講習においては、その対象者が技能証明の停止処分を受けた者としていること、また、合否はないことから、一人一人に飛行中アドバイスを行いながら指導をしていただきたく、講師に対し受講生は一人としています。
告示の内容	登録 更新	学科講習、実地講習において必要な履修科	「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」を確認ください。

大項目	中項目	質問	回答
について	講習機関の講習の内容の基準等を定める告示	日は何か。また、実地講習に必要な機体や設備などは規定や基準はあるか。	
告示の内容について	登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示	登録講習機関でもある登録更新講習機関において、管理者研修は内容が同じものとして省略してよいか。	管理者研修においては、登録講習機関と更新講習機関は別制度として、「更新講習機関の管理者」の立場で必要な内容を科目に沿って研修に盛り込み、履修いただきたいと考えております。時間数については定めておりませんので、その中で、組織の体制に関するところなど登録講習機関の管理者研修の内容と完全に重複するところなどは、適宜時間数をご調整いただくことを想定しております。
告示の内容について	登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示	登録講習機関としても登録されている法人については、講師研修において重複する内容について省略することができるが、内容、時間数を見るに全て包含関係にあると認識している。この場合、講師研修自体を「全て省略可能」と理解してよいか。	名目は同じでも、更新講習と新規の講習で講習方法は異なるため、講師研修の中身は変わってくるという認識です。つきましては、すべて省略することは不可、時間数のみの減免とすることとしております。
告示の内容について	登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示	別表第六 講師に対する研修の内容及び方法の基準 注4において受講が必要となっている、指定試験機関が実施する修了審査員研修は、過去に受講した際の修了審査員研修修了書が有効期間内でも、別途登録更新講習機関の講師として受ける必要があるか。	お持ちの修了審査員研修修了書が有効期間内であれば、そちらをご提出いただければ問題ございません。
告示の内容について	登録更新講習機関の講習の内	実地講習は実機での実施が基本でシミュレータの使用も可となる。実地講習を実機で行うとすれば、シミュレータの具備は不要となるのか。	実機で行うのであればシミュレーターの設置は任意です。（シミュレーターをご用意いただくか、技能証明の新規取得時の講習（登録講習機関での講習）と同様に告示の要件を満たした無人航空機+空域をご用意いただくかの二択となります。）

大項目	中項目	質問	回答
	容の基準等を定める告示		
告示の内容について	登録更新講習機関の講習内容の基準等を定める告示	別表第一 二 実地講習で、操縦に係る実習時間が定められているが、一通り終わった時に最低時間を満たしていない場合は、2周目、3周目と行って最低時間を満たす必要があるのか。	一通り科目の内容を制限時間内に終えた場合は、残りの時間で実習内容で受講生が苦手だった部分や各項目の制限時間中に完遂できていないものについて、部分的にやり直していただくことを想定しております。
告示の内容について	空域の要件について	告示の中に、実地講習用空域の要件について、限定変更に関する空域の広さに関する要件はなく、各等級区分の基本に該当する空域に従えば問題ないといった認識でよいか。	ご認識の通りです。
変更届出について	申請書類について	取扱要領 様式8「無人航空機更新講習事務規程 変更届出書」の右上にある「年月日」の上の「番号」は何を記載すればいいのか。	貴社が定めている文書管理番号を想定しているため任意で記載してください。
変更届出について	申請・届出手続き	「①登録更新講習機関登録簿に関する変更（登録更新講習機関の事務所の追加、各事務所の等級や機体の種類のような講習区分の追加・変更）」や、「②登録更新講習機関登録簿に記載されていない変更（各事務所の講師、機体飛行場所の追加・変更）」について、どのように手続きを行えばよいか	登録申請と同様、 ①DIPSにて変更届出を実施 ②変更される資料を当局が指定するメールアドレスまでに送付頂く ③事務規程も変更となる場合は、②と合わせて送付頂くとなります。
変更届出について	申請・届出手続き	追加する講師が代表者の場合、申請時に一緒に提出すべき書類のうち、【講師の条件への	問題ありません。

大項目	中項目	質問	回答
		適合宣誓書】の代表者署名は、補佐するものとして登録更新講習機関管理者が署名の上、提出を考えているが問題ないか。	
登録更新講習機関の監査について	登録更新講習機関の監査について	登録更新講習機関への監査はどのようにになっているのか。	登録更新講習機関は、一定の基準を満たした監査実施団体の監査を受検し、国はその監査結果を確認する仕組みを設けております。国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/koku/license.html#anc03) に掲載しております「登録講習機関等監査実施要領」等の通達及びガイドラインをご確認ください。